

豊中市都市景観形成建築物等指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市都市景観条例（以下「条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、都市景観の形成上保存する価値があると認める都市景観形成建築物、都市景観形成工作物又は都市景観形成物件（以下これらを「都市景観形成建築物等」という。）を指定するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(対象となる物件)

第2条 この要綱において定める都市景観形成建築物等の指定の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市景観形成建築物 地域の景観形成に役立ち、地域のシンボルとなる洋館、社家、武家屋敷、農家、商家など
- (2) 都市景観形成工作物 地域の景観形成に役立ち、地域のシンボルとなる土塀、門など
- (3) 都市景観形成物件 地域の景観形成に役立ち、地域のシンボルとなる樹木、樹林、道標など

(指定の基準)

第3条 都市景観形成建築物等として指定するものは、そのほとんどが道路その他公共の場所から望見でき、適正な維持管理がなされているものとし、次の各号のいずれかにあてはまるものとする。

- (1) 周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- (2) 歴史的、建築的価値を持つもの
- (3) 市民に親しまれ、愛されているもの
- (4) その他市長が都市景観形成建築物等として指定することが適当であると認めるもの

(指定の提案)

第4条 第2条各号の所有者は、当該都市景観形成建築物等について、前条で定める基準に該当するものであると認めるときは、市長に対し、都市景観形成建築物等として指定することを提案することができる。この場合において、当該提案に係る都市景観建築物等の所有者以外の所有者（権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。）がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の指定の提案は，都市景観形成建築物等の指定提案書（様式第1号）により行うものとする。

（都市景観形成建築物等の管理）

第5条 条例第28条第1項の規定により，当該都市景観形成建築物等の所有者は，管理計画を定め，市へ届け出るものとする。

附 則

この要綱は，令和2年4月23日から実施する。